

令和5年度 福祉体験学習事業 実施要項

1 事業目的

高校生・大学生や一般求職者等を対象に、福祉の職場を実際に体験する機会を提供することにより、職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ってもらい、就労意欲の喚起と福祉の職場への円滑な就労を支援する。

2 受入施設・事業所

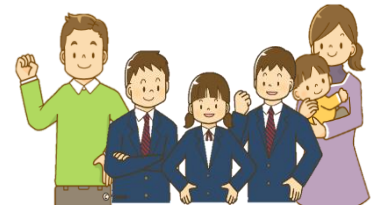
令和6年4月1日までに求人の予定があり、かつ福祉人材センターにあらかじめ届出をした県内の社会福祉施設・介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所・保育所・社会福祉協議会等。

3 参加できる者

- (1) 高校生以上で、福祉・介護の仕事に就こうと考えている者（資格・経験の有無は問わない）
- (2) あらかじめ福祉人材センターで登録をした者

※ なお、次に掲げる者は本事業の対象外とする

- ア 中学生以下の者
- イ 福祉体験学習を行う事業者において採用が内定した者
- ウ 他の類似の事業や制度により参加する者
- エ 過去に体験したことのある施設・事業所に参加する者



4 事業内容等

- (1) 次に掲げる事例等につき、福祉体験学習を行う事業者が作成した体験プログラムによる。
 - ア 介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの対人援助体験
 - イ 散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
 - ウ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験
- (2) 体験日数は、1つの受入施設・事業所につき5日以内とする。
- (3) 1日の体験時間は、4時間以上8時間以下とする。
- (4) 施設までの交通費、食費及び被服費は、体験希望者が負担するものとする。
- (5) 令和5年度については、平成22～令和4年度の当該事業で受け入れた体験者を、同22～同4年度と同じ受入施設・事業所において受け入れる場合は、本事業の対象としない。

5 事業実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月15日（金）まで

6 謝礼金

受入れ1人1日 当たり5,150円 の謝礼金を受入事業所に支払う。
なお、体験希望者は無給とする。

7 体験者に対する交通費助成（令和5年度新規予定）

体験者が都市部から次の各地域〔北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路〕に移動し体験する場合、体験者に対し交通費や宿泊費の一部を助成します。

- (1) 交通費：鉄道・バス運賃（往復）の実費相当額（上限 20,000 円）
- (2) 宿泊費：1泊あたり上限 4,000 円（最大 5 日分）

※交通費助成の仕組みについては、現在検討中のため、詳細が決まり次第、受入施設・事業所にお知らせします。

8 事業スケジュール

令和5年3月	受入施設・事業所の募集（～3/15）
同 4月	福祉体験学習事業の開始
令和6年3月	福祉体験学習事業の終了（～3/15）
	実績報告
同 4月	謝礼金支払



9 届出について

福祉体験学習の受入を希望する事業者は、兵庫県福祉人材センターのホームページ「フクシ未来のチカラWEB」の「施設・事業所の方へ」より福祉体験学習受入施設・事業所届出書（様式第1号）をダウンロードし、以下のメールアドレスへファイル添付にてご提出下さい。

各様式の電子ファイルは、兵庫県福祉人材センターのホームページに掲載しています。

【アドレス：<https://hyogo-fukushijob.com/>】

届出期日
令和5年3月15日（水）

提出先：taiken@hyogo-wel.or.jp
件名：令和5年度福祉体験学習受入申込み
ファイル名：法人・団体名



留意点

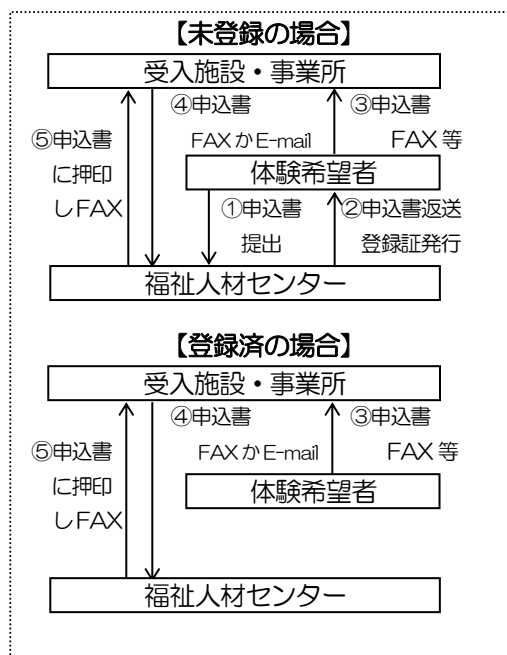
- 事前に届出のない施設・事業所で福祉体験学習を行っても謝礼金の対象になりません。
- 年度ごとの募集となりますので、前年度までに受入の届出をいただいている場合も、改めて届出が必要になります。
- 複数の施設・事業所での受入を予定される法人は、法人単位での届出をお願いします。

10 体験希望者受入のながれ

- ① 体験希望者は、福祉人材センターに登録申込(初回のみ)
→ 提出書類：様式第3号
 - ② 福祉人材センターは、体験希望者に福祉体験学習登録証を発行
 - ③ 体験希望者は、希望する施設・事業所を選び、**電話で直接申込**
→ 提出書類：様式第3号を事業所へFAX等で提出
- ※ 受入施設・事業所から体験希望者に受入日時や注意事項等を連絡
- ④ 受入施設・事業所は、**体験日の前日までに**福祉人材センターへ申込書をFAXかE-mail
→ 提出書類：体験希望者が提出した様式第3号
- ※ 様式第3号の「受入施設・事業所記入欄」を全て記入
- ⑤ 福祉人材センターは申込書に確認印を押し、受入施設・事業所へFAXにて返信

受入施設・事業所より受入日時の報告後、福祉人材センターは、体験希望者を被保険者として保険に加入します。

- ※ 受入施設・事業所ごとに様式第6号を作成して下さい。



11 その他

(1) 体験プログラムの作成に際しての注意点

- ① 福祉体験学習は、福祉の仕事に就こうと考えておられる方に実際の職場の雰囲気やサービス内容など直接知ってもらうためのものであり、技術を習得することが目的の実習ではありません。
- ② 福祉の現場において、職員や利用者と時間を共有することにより、福祉の仕事に対する理解を深め、就業の促進を図ることが目的です。可能な限り、職員や利用者との交流ができるようご配慮ください。
- ③ 体験希望者には、福祉の現場に初めて触れる方もおられることにご配慮下さい。
- ④ **1日の体験時間が4時間以上8時間以下**となるようプログラムを組み立てて下さい。

<体験内容の一例>

- ① 利用者の介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの補助
※食事介助、入浴介助、排せつ介助、車いす移乗の介助など、リスクが高い対人援助を体験希望者が行う際は、必ず施設職員の指導下におき、利用者の安全を確保したうえで行うようにして下さい。
- ② 施設行事、バザー、サークル、クラブ活動、レクリエーションなどへの参加・手伝い
- ③ 掃除、洗濯、おむつたたみ等の作業の手伝い
※できる限り、利用者や施設職員との交流を持ちながらの作業をお選び下さい。1日中、体験希望者が1人で作業をすることがないようにして下さい。

(2) 体験希望者からの申込み等

- ① 福祉体験学習の対象者は、あらかじめ兵庫県福祉人材センターに登録された方です。
事前登録のない方が福祉体験学習を行っても謝礼金の対象になりません。
- ② 令和4年度までに登録された体験者も、令和5年度には改めて登録が必要となります。
- ③ 体験希望者には、福祉人材センターでの登録が済んだ後、直接施設・事業所へ電話をかけるよう案内しています。体験に関する連絡がありましたら、福祉体験学習の日時や交通手段、当日の注意点等についてご説明をお願いいたします。体験の日時が決まりましたら、体験希望者へ福祉体験学習申込書（様式第3号）を受入施設・事業所へ FAX 等により提出するようご案内下さい。
- ④ 体験希望者の福祉体験学習中の負傷や施設・事業所内での事故等に備えるため、兵庫県社会福祉協議会が体験希望者を被保険者として保険に加入します。必ず体験日の前日までに、③で受け取った申込書（様式第3号）の「受入施設・事業所記入欄」にご記入の上、兵庫県福祉人材センターへFAXまたはE-mailにより提出して下さい。折り返し、確認印を押した書類を返信いたします。

(3) 必要書類の作成・保存

- ① 受入施設・事業所ごとに福祉体験学習者名簿（様式第6号）を作成し、体験プログラム、福祉体験学習申込書（様式第3号）とともに、事業年度終了後5年間保存して下さい。
- ② 福祉体験学習者名簿は、事業年度終了後、実績報告書（様式第7号）とともにご提出いただきます。

(4) 実績報告、謝礼金の支払等

受入施設・事業所の届出をしていただいた事業者に対し、別途ご案内いたします。

12 問い合わせ・届出書等提出先

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉人材センター
〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1
TEL：078-271-3881 FAX：078-271-3882
E-mail：taiken@hyogo-wel.or.jp